

# 手続きの簡素化に関する通知関係文書

(平成 25 年 3 月 8 日～4 月 5 日までに発出されたもの)

## I－③ 財産管理制度の円滑な活用(不在者、相続対応)

(注)本施策に関する通知文は、地方自治体向けの通知ではありません。

法務省民二第212号

平成25年3月8日

日本司法書士会連合会会長 細田長司 殿

法務省民事局民事第二課長 江原健志

土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について（依頼）

東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策の一つである標記の用地取得の迅速化については、別添のとおり、当省においても、関係省庁と協力し、対応しているところです。

つきましては、下記について御協力をお願いします。

あわせて、宮城県司法書士会、福島県司法書士会及び岩手県司法書士会においても、適切に対応していただくよう、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

#### 1 土地の所有者の所在探索及び相続人の調査について

復旧・復興事業に伴う用地取得については、土地の所有者の所在が不明であるなど、所有者の調査が困難であるため、復旧・復興が進まないケースがあるとの指摘がされている。

復旧・復興事業の実施に当たり、自治体が用地取得を行う場合等には、土地の所有者から当該用地を取得する必要があるところ、被災地の自治体から、用地取得に係る各種登記業務に関する相談及び登記の嘱託に係る事件の土地の所有者の所在探索又は所有権の登記名義人の相続人の調査の依頼を受けたときは、積極的に対応するよう、会員に周知願いたい。

#### 2 不在者財産管理人又は相続財産管理人について

復旧・復興事業に伴う用地取得については、土地の所有者が行方不明等となっているケースに関し、これに対応する民法（明治29年法律第89条）上の制度として、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度があり、今後、その利用の増加が見込まれるところである。

これらの制度が円滑に運用されるためには、財産管理人の選任を申し立てる被災地の自治体と申立てを受ける現地の家庭裁判所及び司法書士会との間で、連携が図られる必要があると考えられるところ、当該自治体が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を申し立てる場合等について、当該司法書士会から速やかに不在者財産管理人又は相続財産管理人の候補者となる会員（司法書士）を推薦するなど、適切な対応を執るよう配意願いたい。



# 住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置①

資料3

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<u>住宅再建の加速化</u>	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置 ②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表
	・実現及び加速化のための措置を実施	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化の周知 ④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知
<u>用地取得の迅速化</u>	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	①関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)
	・所有者不明等の土地の処理の迅速化 (不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用)	②財産管理人制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力を最高裁事務総局に要請 ③円滑な財産管理人制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化
	・土地収用手続きの迅速化	④収用手続き審査期間の短縮(3カ月→2カ月程度) ⑤国交省職員による実務研修の実施
<u>埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化</u>	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化 ②民間組織の活用による迅速な実施
	・発掘調査体制の充実	③全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充)
	・発掘調査費用の確保	④「復興交付金」による発掘調査費用の確保



## 住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置②

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<b>人員不足</b> <技術者・技能者の確保>	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入 ②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化 ④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和
<b>資材不足</b> <生コン、砂>	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 ②新たな民間プラントの設置 ③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大
	・供給体制の拡充	④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設
<b>発注者支援</b>	・被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点)) ②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定) ③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付) ・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用、市町村に派遣(5名派遣(25年3月1日時点))
	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等) ⑤都市再生機構((UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)
<b>適正な契約価格</b>	・実勢価格の契約価格への適切な反映	①年1回設定している労務単価の年度途中での改訂 ②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)

※被災地においては、入札不調の発生が増加しているが、不調となった工事については、再入札等によりほぼ契約が出来ている。



法務省民制第21号

平成25年3月22日

日本弁護士連合会事務総長 荒

中 殿

法務省民事局長 深 山 卓 也

土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について（依頼）

現在、東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策の一つである標記の用地取得の迅速化については、別添のとおり、当省においても、関係省庁と協力し、対応しているところです。

これに伴い、今後、被災地の自治体の申立てに係る不在者財産管理制度及び相続財産管理制度の活用が増加が見込まれます。

つきましては、これらの制度の円滑な活用に向けて、財産管理人の候補者の確保等について、引き続き御協力をお願いします。

なお、最高裁判所事務総局家庭局に対しては、本年3月22日付けで当職から、日本司法書士会連合会に対しては、本年3月8日付けで当省民事局民事第二課長から、それぞれ同旨の依頼文書を発出したことを申し添えます。

# 住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置①

資料3

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<u>住宅再建の加速化</u>	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置 ②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表
	・実現及び加速化のための措置を実施	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化の周知 ④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知
<u>用地取得の迅速化</u>	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	①関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)
	・所有者不明等の土地の処理の迅速化 (不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用)	②財産管理人制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力を最高裁事務総局に要請 ③円滑な財産管理人制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化
	・土地収用手続きの迅速化	④収用手続き審査期間の短縮(3カ月→2カ月程度) ⑤国交省職員による実務研修の実施
<u>埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化</u>	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化 ②民間組織の活用による迅速な実施
	・発掘調査体制の充実	③全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充)
	・発掘調査費用の確保	④「復興交付金」による発掘調査費用の確保



## 住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置②

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<b>人員不足</b> <技術者・技能者の確保>	・広域的な人材の確保 ・人材の効率的な活用	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入 ②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い ③発注ロットの大型化 ④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和
<b>資材不足</b> <生コン、砂>	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施 ・供給体制の拡充	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 ②新たな民間プラントの設置 ③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大 ④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設
<b>発注者支援</b>	・被災自治体への人的支援 ・発注者の負担軽減	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点)) ②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定) ③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付) ・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用、市町村に派遣(5名派遣(25年3月1日時点)) ④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等) ⑤都市再生機構((UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)
<b>適正な契約価格</b>	・実勢価格の契約価格への適切な反映	①年1回設定している労務単価の年度途中での改訂 ②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)

※被災地においては、入札不調の発生が増加しているが、不調となった工事については、再入札等によりほぼ契約が出来ている。



法務省民制第20号  
平成25年3月22日

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤佳弘 殿

法務省民事局長 深山卓也

土地の所有者が所在不明等の場合の用地取得の迅速化への協力について（依頼）

現在、東日本大震災の被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策の一つである標記の用地取得の迅速化については、別添のとおり、当省においても、関係省庁と協力し、対応しているところです。

これに伴い、今後、被災地の自治体の申立てに係る不在者財産管理制度及び相続財産管理制度の活用が増加が見込まれます。

つきましては、これらの制度の円滑な活用に向けて、自治体への情報提供等について、引き続き御協力をお願いします。

なお、日本弁護士連合会に対しては、本年3月22日付けで当職から、日本司法書士会連合会に対しては、本年3月8日付けで当省民事局民事第二課長から、それぞれ同旨の依頼文書を発出したことを申し添えます。

# 住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置①

資料3

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<u>住宅再建の加速化</u>	・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化)	①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置 ②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表
	・実現及び加速化のための措置を実施	③防災集団移転促進事業における土地取得困難地での計画変更手続きの簡素化の周知 ④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知
<u>用地取得の迅速化</u>	・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供)	①関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)
	・所有者不明等の土地の処理の迅速化 (不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用)	②財産管理人制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力を最高裁事務総局に要請 ③円滑な財産管理人制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化
	・土地収用手続きの迅速化	④収用手続き審査期間の短縮(3カ月→2カ月程度) ⑤国交省職員による実務研修の実施
<u>埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化</u>	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化 ②民間組織の活用による迅速な実施
	・発掘調査体制の充実	③全国から発掘担当者を派遣(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充)
	・発掘調査費用の確保	④「復興交付金」による発掘調査費用の確保



## 住まいの復興工程の実現及び加速化のための主な措置②

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<b>人員不足</b> <技術者・技能者の確保>	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入 ②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化 ④5km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和
<b>資材不足</b> <生コン、砂>	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 ②新たな民間プラントの設置 ③原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大
	・供給体制の拡充	④公共による公共事業専用のプラントの設置(協議中) ・宮古・釜石地区において、三陸沿岸道路工事のための公共プラントを国が新設
<b>発注者支援</b>	・被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点)) ②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定) ③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付) ・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用、市町村に派遣(5名派遣(25年3月1日時点))
	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等) ⑤都市再生機構((UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)
<b>適正な契約価格</b>	・実勢価格の契約価格への適切な反映	①年1回設定している労務単価の年度途中での改訂 ②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲)

※被災地においては、入札不調の発生が増加しているが、不調となった工事については、再入札等によりほぼ契約が出来ている。